

2026 年度後期分 授業料徴収猶予申請要項

経済的理由により期限までに授業料の納付が困難で徴収猶予を希望する場合、下記により申請手続きを行ってください。

なお、この申請要項は授業料徴収猶予の申請のみ希望する方を対象としています。併せて授業料免除の申請を希望する場合は手続きが異なりますのでご注意ください。

1. 申請対象者

学部及び大学院の正規生（外国人留学生を含む）で、以下のいずれかに該当する者

- ・ 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難である者
- ・ 申請前 6 か月以内(新入生については入学前 1 年以内)に本人若しくは学資負担者(本人の学資を主として負担している者)が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難である者

※ 修学支援新制度の申請要件を満たさない日本人学部生も申請できます。

2. 提出書類

2026 年度後期分授業料徴収猶予申請書

大学 HP から各自でダウンロードしてください。

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>

(大学トップページ → 学生生活 → 奨学援助▶入学料免除・授業料免除)



3. 申請受付期間

10月7日（水）～10月9日（金）

4. 申請方法

① 申請書を準備の上、下記 URL から申請書ファイルをアップロードしてください。

申請書のアップロード先: https://webshare.cc.nara-wu.ac.jp/public/ZyZ_AIeI5JAlhyMfd0wODIRFKCN0k5eSx0YMjguH1uhe

※ ファイル名は「徴収猶予_●●●●」(●●●●には氏名を入力)としてください。(ファイル名例: 徴収猶予_奈良花子)



② アップロード完了後にその旨メールで連絡してください。

メール送信先: syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp

※ メール の 件名 は「授業料徴収猶予申請」とし、本文に学籍番号と氏名を記入してください。

※ 申請ファイルを確認後、申請を受け付けた旨、返信します。

5. 選考結果

11 月中にメール（大学発行メールアドレス宛）もしくは Campus-Xs にて通知します。

選考結果が確定するまでは、授業料の徴収は猶予されます。

また、徴収猶予が許可された場合、2027年2月末日まで授業料の支払いが猶予されます。

6. 問い合わせ先

奈良女子大学学生生活課学生支援係（F 棟 1 階）

TEL : 0742-20-3550

Email : syougakuenjyo@cc.nara-wu.ac.jp